

スポーツ施設優待割引事業実施要項

1 目的

スポーツ施設優待割引事業（以下「事業」という。）は、公立学校共済組合福島支部（以下「共済組合」という。）の組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の運動に対する関心を高め、生活習慣の改善及び運動習慣の定着を図ることを目的とする。

2 事業の内容等

スポーツ施設・業者（以下「提携先」という。）が実施する割引等の各種サービス事業を提供する。提携先は、一般財団法人福島県教職員互助会で実施する「会員証割引事業」の提携先と重複しない施設とする。

3 対象者

共済組合の組合員の資格を有する者及びその被扶養者。

ただし、任意継続組合員は対象としない。

4 提携先の利用方法

- （１）組合員等が施設を利用する場合、マイナポータルの保険資格画面の提示、マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示、資格確認書または被保険者証（組合員証または被扶養者証）のいずれかを提示することにより、提携先の優待割引が適用されるものとする。
- （２）入会にあたっては、提携先の定める会員規則・個人情報保護指針等について、入会する個人の責任において了承したものとする。
- （３）入会した組合員等が、組合員資格を喪失及び被扶養者認定が取り消しとなった場合、提携先が定める優待割引の適用は終了するものとする。

5 対象施設

JOYFIT、FIT365、ルネサンス棚倉、J ヴィレッジ、village up

附則

この要項は、令和６年１１月１日から施行する。

この要項は、令和７年４月１日から施行する。